

## ●松山地裁

# 裁判と争点

## 判決迎える「伊方原発訴訟」

—エネルギー政策の根幹を問う—

## 落合健二

朝日新聞記者／大阪高裁記者会

原子力発電所はどこでもそうだと思うが、四国電力伊方発電所も、よくぞこんな場所を見つけたものだと思心するほど、ひどく辺鄙なところに立地している。松山から予讃線急行で二時間、八幡浜からバスに乗りかえて四〇分で伊方町。剣のように鋭く伸びた三崎半島のつけ根にある。そこから一〇キ、発電所までの九十九折の山道に交通機関はない。みかん山の峠を越えて急な坂道を下った伊予灘側の海岸に突如、白っぽい近代的な建物が出現する。建設資材は一切海路を利用して搬入したということからも、その不便さがしのばれよう。このことは、一面では、国が声高にいう「原発は安全」という神話の実体を垣間見る思いではないか。

この「原発の神話」がさらに強固なものになるか、はたまた崩壊するのか、いま裁判で裁かれようとしている。原発に反対している周辺住民三五人が内閣総理

大臣(国)を相手に、伊方原発設置許可処分を取り消しを求めた訴訟に対する司法判断が、四月二五日松山地裁(柏木賢吉裁判長)で下される。

関電、東電に続いて四国電力が原発建設に動き始めたのは四〇年代から。四国内で候補地が次々に反対にあい、四四年、伊方町に持ち込まれた。「産業の振興」の大義名分のもとに、ここでも県の行政サイドの動きが、住民の意志とは無関係に先行する。一年足らずのうち町議会、県議会とも建設促進の決議をする。四五年九月、四電は建設を正式決定して、用地買収、現地調査などに取り組む一方、四七年五月、総理大臣に原子炉設置許可申請を提出した。原子炉安全専門審査会はたった六カ月の審査で「安全」との結論を出し、同年一月総理大臣は許可を出した。

### ■住民無視への根強い反発

その間、こうした行政ペースに対する反発も相まって周辺住民、漁民の抵抗は強かった。

人口九〇〇〇人の伊方町は、細長い半島そのものが山で、平地はない。したがって町の産業はミカンと漁業が頼りだ。「ゲンパツでミカンのイメージが落ちる」と農家の素朴な心配は絶えずつきまとう。海はアワビ、サザエ、タコなどの豊庫で、漁民もまた温排水による生態系の変化に危機感を持った。四七年八月、反対運動の中心になる伊方原発反対八西連絡協議会(川口寛之会長)が結成された。

四電、行政の「意に反して」反対運動が燃えさかっていることについて、「設置許可まで、なりふりかまわず強引に運んだ、住民感情無視のやり方が原因である」という指摘はいまも強い。土地買収では、町、四電とも地主に十分説明したとはいえず、住民側の「だまされて、ハシコをついた」という不信感も強い。事実、自殺者も出ているのだ。住民たちは山を縦横に走る里道を自らで管理補修して、ミカンの搬出道路として昔から使ってきた。それが、国有財産として突然四電に払い下げられたこともそのひとつ。これらの問題は漁業権、公有水面埋立てとともに本訴訟の前に裁判で争われた。許可後、本格的な建設が進む中で、川口会長ら住民側は四八年八月、行政不服審査法に基づいた異議申し立てが却下さ

れたのに伴い、設置許可処分取り消しを求める訴訟を起こした。

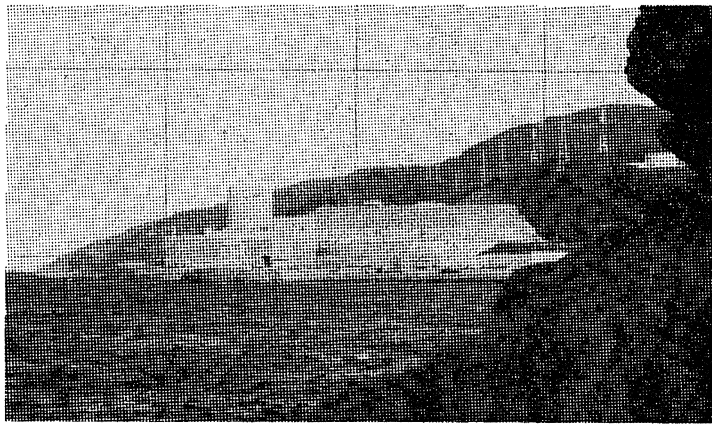
### ■原子炉の安全性を問う

裁判は四八年二月初弁論以来、昨年一〇月までに二六回の口頭弁論を重ねて、早いペースで結審した。この四年間にわたる審理で、原告側二人、被告側九人の証人が証言台に立って本格的に証拠調べが行われた。原子力関係法令の是非、設置許可が出されるまでの安全審査手続き、原発そのものの安全性、立地など、現在原発をとりまくすべての問題が、あますところなく、法廷で論じられ、大阪を中心に五〇人の弁護士を編成した原告と、科学技術庁が主体となった被告が、つづり四つに組んだことは特筆に値いしよう。

原告側は、毒性の強い放射性物質を生み出し、燃料サイクルも確立されていない危険な原発を許可する原子力基本法を憲法違反と規定し、原子炉等規制法も設置基準が定量的に定めていないことなどで違憲とする。本件の設置許可までの手続きについても、原子力委員会は情報の公開、自主的な調査をせず、住民意思を反映していない、審査内容もずさんで三原則「自主、民主、公開」に違反しているという。

原子炉については、人体へ障害を与え、放射性物質を排出し、廃棄物の最終処

理方法も確立されていないし、海水への影響も十分調査されていないと指摘。炉心では各細管で事故が統発しており、制御の失敗で炉心崩壊につながる危険性があるのに、これらの対策はとられていないし、ECCS（緊急炉心冷却装置）は米国の実験で作動しなかったことなど、細部にわたって問題点をあげながら、原子炉そのものが研究段階で危険、と主張する。立地についても、「地震の巣」上



▶伊方原子力発電所（電気事業連合会が広報誌より）

にあるという。

### ■真向うから対決する国側

国側は、原子力関係法令は平和利用を推進し、国民の福祉、生活向上が目的で合憲とし、「自主、民主、公開」は基本的精神にすぎず、具体的法規範性を持つものでなく、審査も厳格な適正手続きをとっていると主張。同時に、将来のエネルギー不足と、外国にその九〇％を依頼しているわが国にとって、準国産エネルギーとして原子力の必要性を強調している。

原子炉本体の容器、配管などは安全審査会の安全設計審査指針によって設計され、各安全防護設備もなされており、ECCSなどで二重三重に安全性が確保されており、地震に備えて耐震設計も十分であると反論する。

国は審理の後半になって「原告は単に危険というだけで具体的利益、権利の侵害を主張されていない。許可の対象は四電であり、原告適格に欠ける」などの主張を持ち出し、「門前払い」を訴えた。

原発建設をめぐる訴訟は東海第二、福島第二、柏崎があるが、東海第二、福島第二とも、国が冒頭から「原告適格」を持ち出して実質的な証拠調べに入っていないのに対し、本件の場合、国側が「安全性について国民の疑問に答える絶好の機会」と真向うから安全論争を挑んだこ

と、もうひとつは、住民側が「原発そのものが人類と共存しない」とし、「この裁判を、将来のエネルギー問題について国民が選択するためのリーディングケースとしたい」（藤田一良弁護士）とみている点特徴といえよう。このことが、いままでも顧みられなかった原子力関係法令、制度から原発の各装置ひとつひとつに到るまで多岐にわたって争点を生んだのである。

### ■多くの科学者も参加

さらに審理の過程で、これまで秘密のベール下にあった安全審査資料、審査内容が白日のもとにさらけ出されたことである。国は「企業秘密も含まれている」と抵抗したが、高松高裁は文書提出命令を出した。また、安全審査会委員らの証言によって、審査委員がたった二人しか出席しなかった会合があったことや、出席ゼロという委員がいたことなど、さまざまな審査が次々に明らかにされた。

最近、科学技術庁がデータや情報を一般に公開するようになったことや、伊方の場合審査期間が半年だったのに、いまでは二年はかかるといふ変化はこの裁判が生み出したものではなからうか。

見逃がせないのは、この裁判で多くの科学者が原告を支援し、主体的に参加したことである。問題がきわめて専門的であり、未知の部分も少なくない。一方、

国側は豊富なデータを持っており、住民側のハンディキャップは大きかった。訴訟前から学者が学習会で住民、弁護団に専門知識を与えており、訴訟になって、久米三四郎大阪大講師（核化学）、市川定夫京大助手（遺伝学）、評論家星野芳郎氏（科学）が特別弁護人として参加、難解な科学論争になったとき、大きな力となった。また藤本陽一早大教授らも証人となって、国側証人の審査委員に対抗した。これは科学者としての社会的責任という側面をみる一方、証言、審理内容で、国側が技術者の立場、住民側証人が科学者の立場という、ひとつの対照を描いたことも、この訴訟の特徴といえる。

「第三の火」「二一世紀のエネルギー」と政財界が鳴り物入りで囃し立てている原発。その眩しさの反面、陰画の部分にある暗さも否定できない。複合産業の販売戦略、一基三〇〇億円の投資に伴う景気浮揚効果など。そして三重県紀勢町長らを巻き込んだ中部電力の汚職事件に象徴されるスキャンダラスな面も。

この訴訟は人間の未来をどうみるのか、といった哲学の問題からエネルギー政策、科学、法体系の問題まで、包含している領域は広い。裁判所が、ひとつひとつの問題に答えることができるか、どうか。困難で厳粛な判断を司法に迫っているのである。（おちあい・けんじ）